

令和5年度司法書士試験、土地家屋調査士試験及び簡裁訴訟代理等能力
認定考査における新型コロナウイルス感染症等への対応について

令和5年5月26日
法務省民事局

標記試験を受験される方は、以下の点に留意してください。

なお、本対応については、感染拡大の動向等を踏まえ、必要に応じて
適宜変更することがあります。

1 体調不良の方について

- (1) 新型コロナウイルス感染症、感染症の予防及び感染症の患者に対
する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条で定め
る一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症に罹患
し、病状が回復していない方、発熱や咳等の症状などから新型コロ
ナウイルス感染症等の罹患が疑われる方は、他の受験者等への影響
を考慮し、受験を控えていただくようお願いいたします。
- (2) 上記の理由により、受験しなかった場合の追試験や受験手数料返
還等の措置は予定していません。

2 マスクの着用等について

- (1) マスクの着用は個人の判断でお願いします。
なお、マスクを着用する場合、試験時間中の写真照合の際には、
試験監督員の指示により、マスクを一時的に外していただきます。
- (2) 飛沫感染防止のため、休憩時間や昼食時も含めて試験場内での近
接しての会話は控えてください。

3 手指消毒用アルコール等について

試験時間中、フェイスシールド、手袋、携帯用手指消毒液及びウエ
ットティッシュを使用して差し支えありませんが、これらの使用につ
いては、各試験の受験案内記載の注意事項に御留意ください。

4 試験室の配席及び換気について

試験室は、換気のため、試験時間中も含め、適宜、窓やドアなどを
開放する予定ですので、室温の高低に対応できる服装を御用意くださ
い。

5 海外から帰国・入国して受験する方について

日本に帰国・入国して試験を受験する方については、防疫対策とし
て要請される事項に基づき行動する必要がありますので、余裕を持っ
て帰国・入国するようにしてください。

6 その他

受験者全員が安心して受験することができるよう、日頃から感染防
止・体調管理に十分努めてください。